

## 議案第6号（追加議案） 運賃協議分科会の委員選出について

### ●飯塚市地域公共交通会議設置要綱【改正後、抜粋】

（運賃協議分科会）

第9条 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 第4条第1項に規定する委員のうち別表に定める委員
- (2) 法第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 1名

運賃協議分科会の委員となるもの	人数
市長が指名する市職員	1名
当該運行地区受託事業者	1名
市長が指名する市民代表	2名以内
九州運輸局福岡運輸支局の職員	1名

※当該運行地区受託事業者につきましては、交通種別等により交代。